

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	草田 雄士
登録番号又は法人番号	第 02392539 号
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	愛媛県新居浜市郷 1 丁目 2-20
処分年月日	令和 8 年 3 月 26 日
処分内容 (種類)	会員の権利の停止 (1 年間)
上記処分をした理由	<p>次の違反が明らかであり、この処分を行うものである。</p> <p>(1) 令和 2 年 7 月 6 日に会費滞納を理由として愛媛県行政書士会会則第 10 条第 4 項により会員の権利停止 (6 ヶ月) の処分を受けた。</p> <p>(2) 上記の処分以降、令和 7 年 10 月 1 日までに期限内に納入されたのは 2 回である。愛媛県行政書士会会則第 10 条第 2 項により納入すべき会費を滞納しているため、理事会が綱紀委員会に諮問した。綱紀委員会が 10 月 29 日に出頭要請したところ、出頭することなく 10 月 31 日に令和 7 年度の会費を督促及び催告に要する費用を含む全額を納入した。</p> <p>(3) 滞納会費を納入したとしても、規則違反がなかったことにはならず常習性が認められ、綱紀委員会の出頭要請に応じることなく弁明書の提出もないため、弁明の機会を放棄したものである。</p> <p>(4) 愛媛県行政書士会会則第 10 条第 4 項に該当し処分する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第13条 愛媛県行政書士会会則第10条第2項及び第4項 愛媛県行政書士会会則第17条 愛媛県行政書士会会則第19条 愛媛県行政書士会会則第45条 愛媛県行政書士会会則第48条の4第1項